

柏市立逆井中学校

生徒サポートの会（PTA）会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、柏市立逆井中学校生徒サポートの会（PTA）と称する任意団体であり、事務局を同校内（柏市逆井555）におく。
- 第2条 本会は、次の会員をもって組織する。
- 1 本校に在学する生徒の保護者または、これに代わる者。（以下、保護者等とする）
 - 2 本校に勤務する教職員。
 - 3 本会の趣旨に賛同し、本会会長の承認を受けた者や団体。（以下、協力会員とする）
- 第3条 本会は家庭と学校との緊密な連絡提携をはかり、すべての生徒の健全育成をはかるとともに、会員相互の教育をたかめることを目的とする。
- 第4条 本会の入退会については、次の通りとする。
本会の目的や趣旨から、第2条に該当するすべての保護者および教職員の入会が望ましい。
- 1 入学時に入会または非入会の選択をする。非入会の場合のみ所定の用紙を提出する。
 - 2 非入会は、所定様式による非入会届を提出し、非入会とする。非入会届を提出後に入会を希望される場合は、入会届を提出し、年度の途中でも入会することができる。
 - 3 退会は、所定様式による退会届を提出し、退会とする。退会後に再入会届を提出することで年度の途中でも再入会することができる。
- 第5条 本会は、教育を守る民主団体として次の方針に従う。
- 1 本会は、生徒の教育に関係ある他団体に協力する。
 - 2 他のいかなる団体、及び機関の支配や干渉、または圧力を受けるものではない。
 - 3 非営利的、非宗教的、非政治的団体として運営される。
 - 4 学校行事や、管理及び人事に干渉しない。
- 第6条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1 学校教育の理解と協力に関する活動。
 - 2 学校の教育的環境の整備。

- 3 会員の研修会などの開催。
- 4 会員の厚生に関する活動。
- 5 会員相互の親睦。
- 6 その他本会の目的達成に必要な活動。

第二章 本部役員

第7条 本校に次の本部役員をおく。

会長	1名（保護者1名）
副会長	3名（保護者3名）
会長補佐	3名以内（保護者3名以内）
書記	3名（保護者2名・教師1名）
会計	3名（保護者2名・教師1名）
会計監査	2名（保護者2名）

第8条 本部役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
欠員が生じた場合は必要に応じ後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本部役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその任務を代行する。
- 3 会長補佐は、会長を補佐し会長及び副会長が事故あるときはその任務を代行する。
- 4 書記は、会議の記録並びに庶務を司る。
- 5 会計は、会費の収支にあたり監査を経た年間収支決算を総会に報告する。
- 6 会計監査は会計の運営について監査し、総会に報告する。

第三章 委員・係

第10条 本校の委員・係活動は、保護者の意思に基づき、生徒の学校生活をより充実させるために、互いに協力しながら自主的に行うものとする。
また活動内容については、教職員と協議を行いながら必要に応じて年度ごとに見直すことができる。

第四章 教職員

第11条 本校の教職員の入会は、所定の登録様式による会員登録用紙を提出、もしくはそれに準ずる手続きにて本会への入会意思確認を行い、本会の会員となる。退会

届の提出、または異動・退職により退会とする。

第 12 条 会費は求めないものとする。

第五章 協力会員

第 13 条 本会の趣旨に賛同し、本会会長の承認を受けた者や団体を協力会員として認める。
任期は 1 年とし、再任はさまたげない。

第 14 条 会費は求めないものとする。

第六章 総会

第 15 条 定期総会は、会長が毎年 4 月に招集し、また必要があるときは臨時に招集することができる。
また会長が必要と判断したときには書面総会とすることができる。

第 16 条 総会においては、予算の承認、年度計画、役員の選出、会則の変更、決算の報告・承認ならびにその他の審議をし、承認する。

第 17 条 総会は、委任状を含めて会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。
なお書面総会の場合には、書面またはオンラインによるアンケートの回答数を総会への出席数とみなす。

第 18 条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
但し、会則の変更は、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
書面総会の場合には、書面またはオンラインによるアンケートの回答数を総会への出席数とみなす。

第七章 本部役員会

第 19 条 本部役員会は、会長、副会長、会長補佐、書記、会計で構成し、次のことを行う。

- 1 総会に提出する議案の作成
- 2 予算案の作成
- 3 決算書の作成
- 4 各委員会の連絡調整
- 5 細則の起案
- 6 その他、緊急事項の処理

第八章 会計

第 20 条 本会の経費は、会費とその他の収支をもって充てる。

第 21 条 本会の会費は、一世帯月額 250 円とし、兄弟姉妹が在校する場合は長子からのみ徴収する。

第 22 条 本会の会費は、学校の校納金と合算引落としとなるため、いったん全生徒から引き落とされるが、会費徴収の必要のない分は、年度末までに引き落とし口座に振込み返金とする。

第 23 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第九章 個人情報の取扱い

第 24 条 本会が個人情報を取り扱う場合には次のとおりとする。

- 1 本会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 本会が取り扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。但し、法令に基づく場合、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合はこの限りではない。
- 3 本会は、取り扱う個人情報の紛失、破壊又は流出の防止その他個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じる。

第十章 顧問

第 25 条 会長は、総会にはかり顧問をおくことができる。

附則

この会則は、昭和 56 年 5 月 30 日より施行する。

会長は、必要と認めた場合、実行委員会の決議を得て、細則をつくることができる。

昭和 59 年 4 月 21 日一部改正
平成 4 年 4 月 18 日一部改正

昭和 62 年 4 月 18 日一部改正
平成 9 年 4 月 19 日一部改正

平成 12 年 4 月 15 日一部改正
平成 15 年 4 月 18 日一部改正
平成 27 年 4 月 11 日一部改正
平成 30 年 1 月 13 日一部改正
令和 5 年 4 月 20 日一部改正

平成 13 年 4 月 21 日一部改正
平成 25 年 4 月 13 日一部改正
平成 28 年 4 月 16 日一部改正
令和 4 年 4 月 22 日一部改正

柏市立逆井中学校生徒サポートの会 細則 慶弔規定

この規定は、逆井中生徒サポートの会会則の附則に基づき、逆井中学校生徒サポートの会に入会の保護者及び全ての在校生に対する慶弔に関する事項を次のように定める。

- 1 生徒及び保護者について
見舞金 2 週間以上の連続疾病による入院の場合、連絡（事務局）に基づき
3,000 円とし、災害の場合は、実情により決める。
香典 保護者等、生徒の場合は 5,000 円とする。
- 2 新入生、卒業生について
記念品を贈る。
- 3 その他の慶弔等について
必要に応じて本部役員会で決定する。

附則

この細則は、昭和 57 年 5 月 1 日より実施する。

昭和 59 年 4 月 21 日 一部改正
平成 3 年 4 月 13 日 一部改正
平成 13 年 4 月 21 日 一部改正
平成 17 年 4 月 16 日 一部改正
平成 28 年 4 月 16 日 一部改正
令和 4 年 4 月 22 日 一部改正
令和 5 年 4 月 20 日 一部改正

柏市立逆井中学校生徒サポートの会 細則 表彰規定

この規定は逆井中学生徒サポートの会会則の附則に基づき、会員の表彰に関する事項を次のように定める。表彰者は本部役員会で審議の上、決まり次第会員に報告する。

- 1 会員及び会員以外で本会の事業に協力し、その功労が顕著な者。
- 2 表彰にあつては、感謝状と謝礼の品を進呈する。

附則

この細則は、昭和 59 年 4 月 21 日より実施する。

平成 9 年 4 月 19 日 一部改正

平成 24 年 4 月 21 日 一部改正

令和 4 年 4 月 22 日 一部改正

柏市立逆井中学校生徒サポートの会 細則 顧問規定

この規定は逆井中学生徒サポートの会会則第 25 条に基づき、顧問に関する事項を次のように定める。本会顧問は前会長及び前々会長とする。

附則

この細則は、平成 3 年 4 月 13 日より実施する。

柏市立逆井中学校生徒サポートの会 細則 旅費規定

この規定は逆井中学生徒サポートの会会則の附則に基づき、会員の旅費、研修参加費に関する事項を次のように定める。

- 1 旅費については、会員の自宅最寄り駅を起点とした公共交通機関利用を前提に切符代を支払う。
- 2 研修参加費については、その招集書面に記載してある全額を支払うことを原則とする。

- 3 第1項、第2項の請求方法については、原則、添付書類として招集書面の写しを提出すること、さらに第2項においては、本部に事前に承認を得て、研修参加後すみやかに本部に領収書を提出するものとする。
- 4 その他、これに拠らない場合等については必要に応じて本部役員会で処理し、本部役員は後日会員に報告する。

附則

この細則は、平成23年4月23日より実施する。

平成28年4月16日 一部改正

平成29年4月16日 一部改正

令和4年4月22日 一部改正

柏市立逆井中学校生徒サポートの会 バザー特別会計規定

この規定は逆井中生徒サポートの会会則第20条に基づき、バザー特別会計に関する事項を次のように定める。

- 1 バザーの円滑な運営と経理の適性を図るため、バザー特別会計に関する事項を次のように定める。
- 2 特別会計の経費は、バザーとそれに伴う収入をもって充てる。
- 3 収益の一部を、生徒活動費、備品に充てる。
- 4 支出の使途にあたっては本部役員会で適切に判断する。

附則

この細則は、平成24年4月21日より実施する。

令和4年4月22日 一部改正

令和5年4月20日 一部改正